

一般社団法人神奈川県精神科病院協会 会長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長  
(公 印 省 略)

「かながわ高齢者保健福祉計画」改定素案に関する意見募集について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現を目指して、「かながわ高齢者保健福祉計画」を策定し、市町村との連携のもとで、その推進に努めてまいりました。現行の計画は令和5年度で計画期間が満了することから、これまでの施策の実施状況や新たな課題を踏まえて、「かながわ高齢者保健福祉計画」改定素案を作成し、下記のとおり「かながわ高齢者保健福祉計画」改定素案に関する御意見を募集していますのでお知らせします。

つきましては、御多忙中のところ、誠に恐縮ですが、御意見くださいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 意見募集期間

令和5年12月22日（金曜日）から令和6年1月22日（月曜日）まで

### 2 意見提出方法

#### (1) 県ホームページからフォームメールで提出

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5767&accessFrom=null>

#### (2) 郵送

〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課企画グループ 宛

手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

#### (3) ファクシミリ

045-210-8874

### 3 改定素案の閲覧について

#### (1) 窓口における閲覧

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、高齢福祉課の窓口

#### (2) ホームページへの掲載

県のホームページに改定素案及びその内容、御意見の提出方法等を掲載

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/pub/c4872040.html>

問合せ先

企画グループ 青木、沖山

電話 (045) 210-4835



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

パブリックコメント

# かながわ高齢者保健福祉計画

## (改定素案・概要版)

(第9期 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)

高齢者が安心して、元気に、  
いきいきと暮らせる社会づくり

---

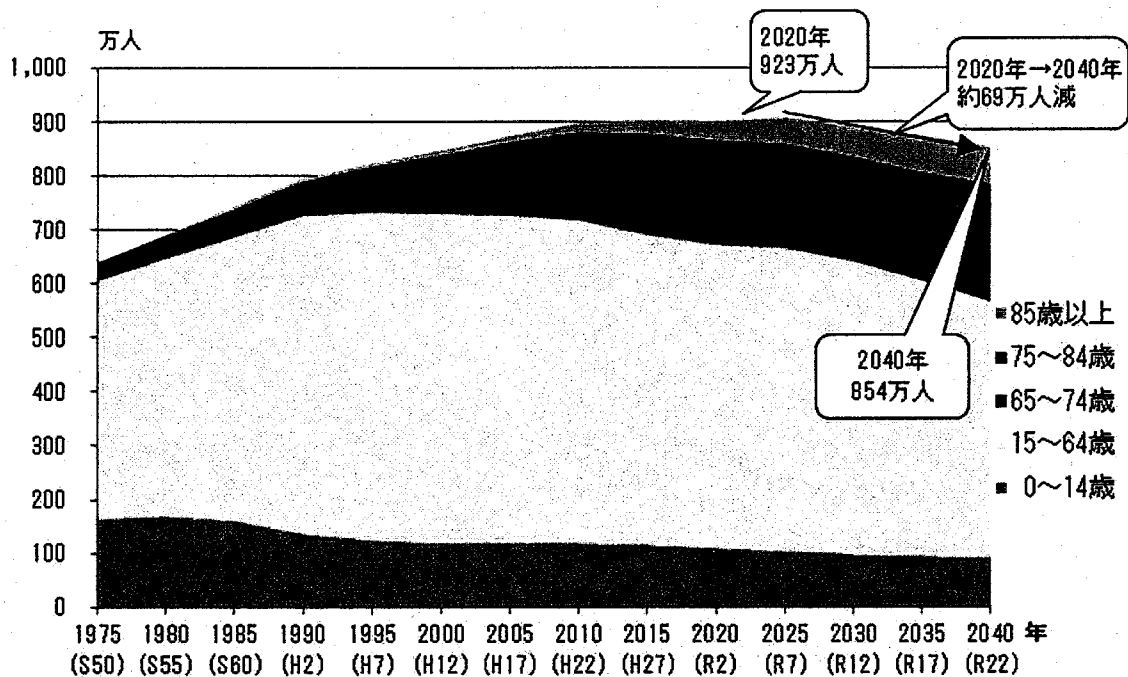
意見募集期間 令和5年12月22日～令和6年1月22日

# 神奈川県の高齢者を取り巻く状況

## 1 総人口の推移

県の総人口は、2020年（令和2年）の923万人でピークを迎え、2023年（令和5年）時点では明らかに人口減少局面に入りました。

県内の総人口の推移 ※将来推計は暫定値

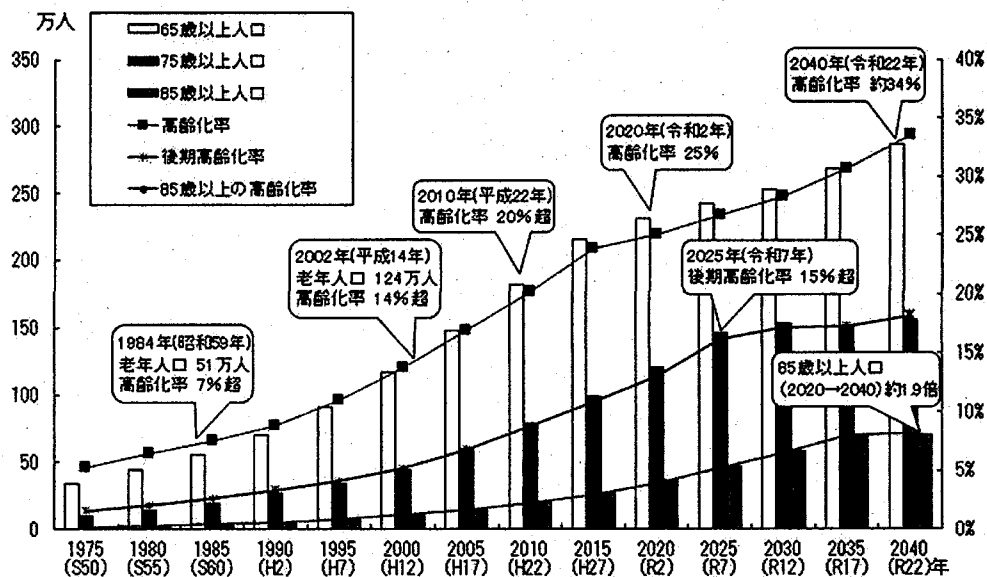


(出典) 2020年までは国勢調査による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

## 2 高齢化率の推移

全国的にも、高齢者の急速な増加は都市部で顕著に見られますが、県は高度経済成長期に生産年齢人口の転入超過が続いたことから、その世代の高齢化が進み、全国屈指のスピードで高齢化が進展しています。

県の高齢化率の推移 ※将来推計は暫定値

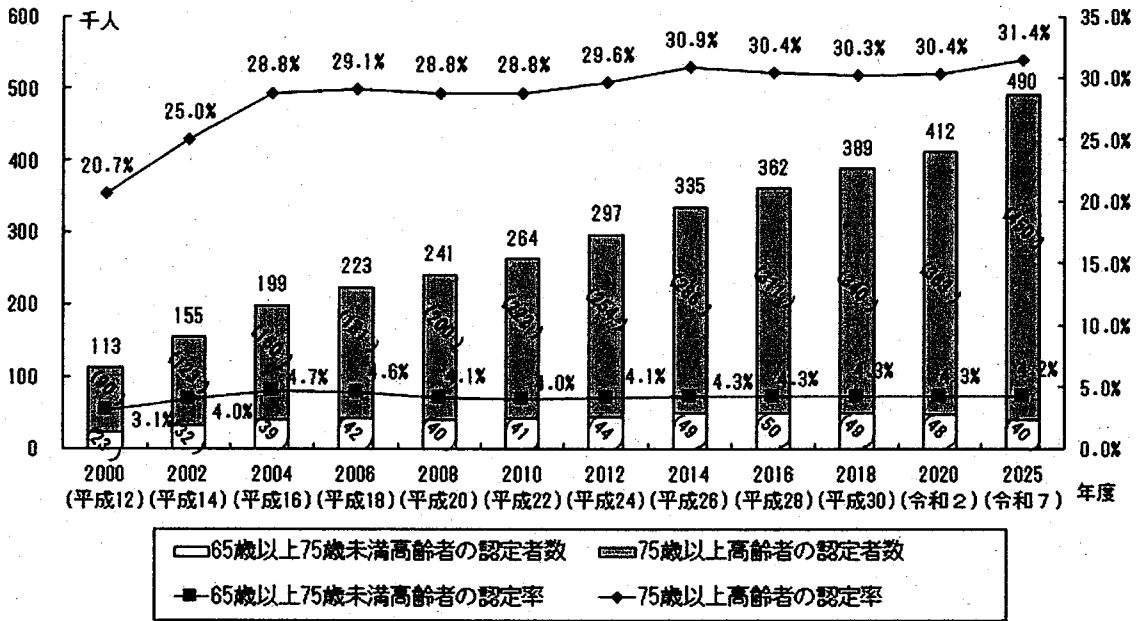


(出典) 2020年までは国勢調査による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

### 3 要支援・要介護認定者の増加

県の要支援・要介護認定者数は、これまでも高齢者人口の増加に伴い増加傾向にありましたが、今後、とりわけ75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

県内の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の実績及び見込み

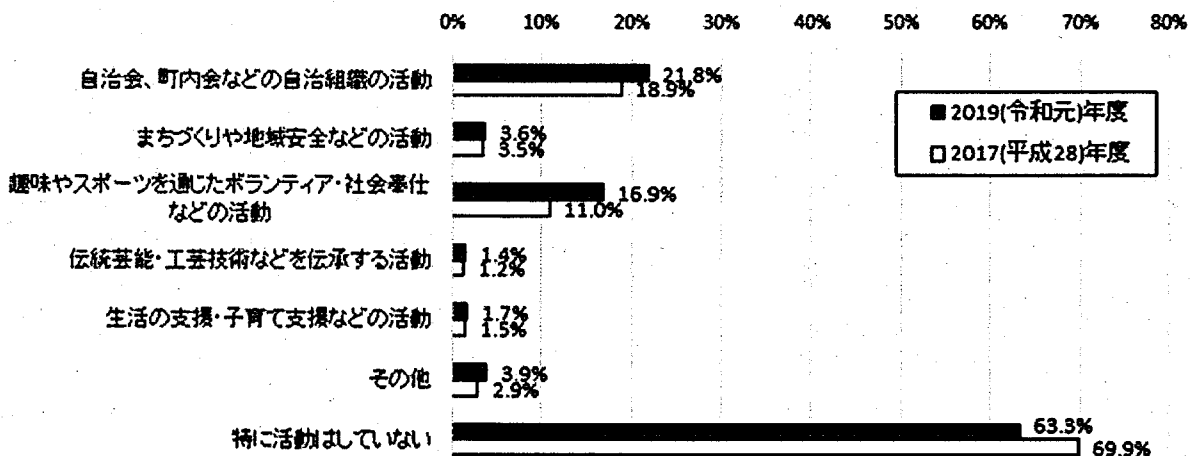


(出典) 2020年度までは介護保険事業状況報告による。(各年度9月の認定者数)  
2025年度は、市町村による推計の合計。

### 4 高齢者の社会参画活動状況

2019年度(令和元年度)に内閣府が行った「高齢者の経済生活に関する調査」によれば、「現在、何らかの社会的な活動を行っている」割合は2017年度(平成28年度)から増加しています。

高齢者が現在行っている社会的な活動（全国の状況）



(出典) 内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」(令和元年度)、「高齢者の経済・生活環境に関する調査」(平成28年度)より  
調査対象者は、全国の60歳以上の男女。ただし、平成28年度は大分県と熊本を除く

# 計画改定のポイント

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを将来にわたる普遍的な基本目標とし、次に掲げる事項を今回の改定のポイントとして取り組むこととします。

---

## ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を図ります。

---

## 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進します。

---

## 認知症とともに生きる社会の実現

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開します。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進めます。

---

## ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進します。

---

## 介護人材の確保

介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施します。

---

## 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

# 施策の展開（全体の構成）

## 序論 地域共生社会の実現に向けて

### 第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

#### 柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 主要施策1 地域包括支援センターの機能強化
- 主要施策2 医療と介護の連携の強化
- 主要施策3 地域での支え合いの推進
- 主要施策4 NPO・ボランティア等との協働
- 主要施策5 ケアラー（介護者）への支援
- 主要施策6 多様な住まいの確保

#### 柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

- 主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進
- 主要施策2 権利擁護のしくみの充実

#### 柱3 安全・安心な地域づくり

- 主要施策1 地域における見守り体制の充実
- 主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進
- 主要施策3 事故や犯罪被害などの防止
- 主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進

### 第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

#### 柱1 未病改善の取組の推進

- 主要施策1 地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進
- 主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

#### 柱2 社会参画の推進

- 主要施策1 地域共生社会の実現に向けた活動への支援
- 主要施策2 就業に対する支援

#### 柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

- 主要施策1 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

### 第3節 認知症とともに生きる社会づくり

#### 柱1 認知症施策の総合的な推進

- 主要施策1 認知症の人に関する理解の増進等
- 主要施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 主要施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 主要施策4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 主要施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 主要施策6 相談体制の整備等
- 主要施策7 認知症未病改善の推進及び調査研究等

### 第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

#### 柱1 介護保険サービス等の適切な提供

- 主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
- 主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

#### 柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

- 主要施策1 人材の養成
- 主要施策2 確保・定着対策の充実
- 主要施策3 人材の資質の向上

#### 柱3 介護サービス提供基盤の整備

- 主要施策1 介護保険施設等の整備
- 主要施策2 施設におけるサービスの質の向上
- 主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化

#### 柱4 介護現場の革新

- 主要施策1 介護現場の生産性向上
- 主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上

# 施策の目指すべき方向性（抜粋）

## 第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

### 柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 目指すべき方向性

- 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの体制や機能を強化します。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活のための支援や、介護者への支援を行います。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における医療と介護の連携を強化するための取組を進めます。
- 地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

### 柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

#### 目指すべき方向性

- 高齢者虐待を防止するため、医療、保健、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する市町村への支援、関係する保健福祉人材に向けた対応力向上のための研修等の実施に取り組みます。
- 介護サービス事業所等で介護に従事する職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施や、苦情・相談受付等の施設体制の整備のほか、身体拘束廃止の取組を推進します。
- 判断能力が十分でない高齢者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援するなど、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるように権利擁護のしくみの充実に努めます。

### 柱3 安全・安心な地域づくり

#### 目指すべき方向性

- 一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、行政や地域住民による見守り体制の充実に取り組みます。
- 関係団体が相互に協調しながら、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障害者など誰もが安心して、快適に移動できる歩道や、誰もが利用できる公共交通機関、快適に利用できる公園など、都市基盤の整備を進めます。
- 事故や犯罪などを防止するため、県民運動や関係機関との連携のもとに交通安全対策、防犯対策や消費者被害の未然防止と救済のための取組を進めます。
- 災害時要配慮者への支援体制を整備するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。また、災害時において福祉的な配慮が必要な要配慮者を支援する災害救援ボランティアの育成をはじめ、関係機関や団体等との連携等による支援体制の整備に取り組みます。



## 第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

### 柱1 未病改善の取組の推進

#### 目指すべき方向性

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。
- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーションが適切に、効果的に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関と栄養・口腔関連機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わるこれらの人材の充実を図ります。

### 柱2 社会参画の推進

#### 目指すべき方向性

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICTも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

### 柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

#### 目指すべき方向性

- 高齢者が健康で生きがいのある生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。
- 学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

## 第3節 認知症とともに生きる社会づくり

### 柱1 認知症施策の総合的な推進

#### 目指すべき方向性

- 県では、2023年（令和5年）4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～とともに生きる社会を目指して～」を施行しており、認知症の人も含め、当事者一人一人の立場に立った福祉の推進を図り、当事者が望む暮らしを実現する施策に取り組みます。
- 併せて、ご家族やケアラーの意見にも耳を傾け、ご家族等の支援にも取り組みます。
- 県は、これまでも、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進してきましたが、今後は、県内市町村や企業、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県への展開と、そのための基盤整備を進めます。
- 認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川県らしい施策を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

## 第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

### 柱1 介護保険サービス等の適切な提供

#### 目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。

### 柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

#### 目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組みます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

---

### 柱3 介護サービス提供基盤の整備

#### 目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

---

### 柱4 介護現場の革新


#### 目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

## かながわ高齢者保健福祉計画（改定計画素案）に対するご意見

ご意見の募集期間 令和6年1月22日（月）まで

ご意見は、このページをそのままご利用いただくか、「かながわ高齢者保健福祉計画（改定計画素案）について」と明記し、神奈川県高齢福祉課あてに次のいずれかの方法でお寄せください。

|           |   |
|-----------|---|
| 手紙で       | 〒231-8588<br>神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課企画グループ<br>(所在地の記載は不要です。また、意見募集期間最終日までの消印があるものを有効とします。手話を撮影したDVDによる意見提出も可能です。)   |
| 県ホームページから | 高齢福祉課お問い合わせフォーム<br><a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5767&amp;accessFrom=null">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5767&amp;accessFrom=null</a><br> |
| ファクシミリで   | 045-210-8874  |

※ いただいたご意見への個別の回答はいたしません。県の考え方を内容ごとに整理した上で、計画への反映状況を県のホームページ等で公表します。

(ご意見をお書きください。)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4835(直通)